

入札告示

札幌市告示第 900 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 3 月 3 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局広報部広報課広報係（電話 011-211-2036）
メールアドレス kohokakari@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 広報誌配送業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 5 月 31 日まで
- (4) 履行場所 市内一円（令和 7 年 2 月時点では 2,829 箇所）。
- (5) 入札方法 1 箇所当たりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 業務に使用する全ての自動車事業用自動車（緑ナンバー又は黒ナンバーを取得している車）であり、道路交通法及び貨物自動車運送事業法に基づき適法に配送を行える者であること。
- (7) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、物品又は印刷物を 3 日間で 2,900 箇所以上、戸別に配送した実績があるか、同程度の業務を受託の上で適正に履行した実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL のホームページに掲載する。

<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 4 月 2 日（水）10 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 4 月 2 日（水）11 時 00 分

札幌市役所本庁舎 12 階 5 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に予定配送箇所数を乗じて算定した額を 1 年間に換算した額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、本告示に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を、令和 7 年 3 月 21 日（金）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）までに上記 1 の場所まで提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。

ウ 入札参加者は、本告示、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法等

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又

はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(8) 詳細は入札説明書による。

6 留意事項

本一般競争入札は、令和7年度当初予算及び令和8年度債務負担行為に係る予算が成立することを前提に、年度開始前の準備行為として行うものである。したがって、当該予算が成立しなかった場合、契約を締結できないことがある。